

# 市・県民税が **変** わります

税制改正により、平成21年度以後に適用される市・県民税の改正点の概要をお知らせします。

## 1 寄附金税制の見直し

平成21年度以後の寄附金税制について改正があり、控除方式がこれまでの所得控除方式から税額控除方式（算出された税額から直接差し引かれる方式）へ改められるとともに、寄附金控除の適用対象が拡充されました。

### (1) 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（ふるさと納税）

都道府県または市区町村に対する寄附金税制が見直されました。対象となる寄附金のうち、適用下限額を超える部分について、一定の限度額（※1）まで所得税と合わせて全額控除されます。

控除額の計算方法（aとbの合計額を全額控除）

$$a \text{ (地方公共団体等に対する寄附金} - 5 \text{ 千円)} \times 10\%$$

$$b \text{ (地方公共団体に対する寄附金} - 5 \text{ 千円)} \times (90\% - 0 \sim 40\%)$$

(所得税の限界税率) ※2

※1 額は、個人住民税所得割のおおむね10%を限度とします

※2 各納税者に適用される最も高い税率を指します

- 対象寄附金は都道府県および市区町村に対する寄附金以外の寄附金と合わせて総所得金額等の30%（改正前25%）に引き上げられ、適用下限額が5千円（改正前10万円）に引き下げられました。
- 平成20年1月1日以降の寄附金が対象となります。

### (2) 控除対象寄附金の拡大

地域に密着して公益的活動を行う団体を一層支援するために、地方公共団体が控除対象となる寄附金を条例で指定できる制度が創設されました。これにより市・県民税の寄附金控除の対象は次のとおりとなります。

- ①都道府県または市区町村に対する寄附金
- ②翌年1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金
- ③翌年1月1日現在の住所地の日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ④公益法人等に対する寄附金で都道府県または市区町村が条例により指定したもの（改正による追加）

②、③、④につきましては、上記aで算出した額のみ該当となります。なお、④につきましては、現在、朝霞市および埼玉県では、指定方法等について検討中のため、条例指定している寄附金はありません。

## 2 公的年金からの特別徴収制度が導入されます

平成21年10月以降に支払われる公的年金から特別徴収制度（天引き）が導入され、今まで納付書や口座振替により、年4回納付していただいていた市・県民税が、年6回支払われる公的年金から直接差し引かれるようになります。

**【対象者】** 市・県民税の納税義務者のうち前年中（平成20年中）に公的年金などの支払いを受けた方であって、年度初日の平成21年4月1日において、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方。

※ただし、次に該当する方は除きます。

- 当該年度の老齢基礎年金額が、18万円未満である方
- 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金額を超える方

**【特別徴収（天引き）の対象となる年金】** ・老齢基礎年金（国民年金）・老齢厚生年金・退職共済年金など公的年金からの特別徴収につきまして、具体的には次の表のとおりとなります。

### ■平成21年度（初年度）の徴収方法

初年度	個人で納める（普通徴収）		年金からの天引き（特別徴収）		
	平成21年6月	平成21年8月	平成21年10月	平成21年12月	平成22年2月
徴収月	平成21年6月	平成21年8月	平成21年10月	平成21年12月	平成22年2月
税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6
(例)平成21年度 年税額が60,000円の場合	60,000円÷4 =15,000円	60,000円÷4 =15,000円	60,000円÷6 =10,000円	60,000円÷6 =10,000円	60,000円÷6 =10,000円

## ■平成22年度（2年目以降）の徴収方法

2年目以降	年金からの天引き（特別徴収）					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	平成22年4月	平成22年6月	平成22年8月	平成22年10月	平成22年12月	平成23年2月
税額	平成21年10月～平成22年3月に徴収した額の1/3	平成21年10月～平成22年3月に徴収した額の1/3	平成21年10月～平成22年3月に徴収した額の1/3	年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3	年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3	年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3
(例)平成22年度年税額が66,000円の場合※	30,000円÷3＝10,000円	30,000円÷3＝10,000円	30,000円÷3＝10,000円	(66,000円－30,000円)÷3＝12,000円	(66,000円－30,000円)÷3＝12,000円	(66,000円－30,000円)÷3＝12,000円

※特別徴収の仮徴収分と本徴収分を比較しやすくする為、前年度と年税額を変更しています。

## 3 上場株式等の譲渡益・配当に対する課税の見直し

### (1) 上場株式等の配当・譲渡益の軽減税率の廃止

上場株式等の配当および譲渡益に係る軽減税率10%（所得税7%、住民税3%）は、平成20年12月31日をもって廃止され、平成21年1月1日以降の税率は20%（所得税15%、住民税5%）になります。  
※特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は500万円以下の譲渡益および100万円以下の配当の部分に限って、10%（所得税7%、住民税3%）の税率が適用されます。

### (2) 損益通算の範囲の拡大

上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例が創設されます。

- ・申告による方法は、所得税は平成21年分から、住民税は平成22年度分から適用されます。
- ・源泉徴収口座を活用する方法は、特定口座のシステム開発等の準備が整った段階（平成22年1月を目途）から適用されます。

## 今年度もお忘れなく!!

**税源移譲に伴う住民税における住宅借入金等特別税額控除**の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。所得税において「住宅借入金等特別税額控除」の適用がある方（平成11～18年中入居の方に限る）で、税源移譲によって所得税が減少した結果、本来、住宅借入金等特別税額控除によって控除されるべき金額が減少してしまう場合には、その分を平成20年度（平成19年中の所得に対する課税分）以降の住民税から控除できます。

### 【対象者】 次のどちらかに該当する方

- 税源移譲により所得税が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税額よりも大きくなった方
- 住宅ローン控除限度額が所得税額よりも大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲によってその額がさらに大きくなってしまった方

**【申告方法】** 住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けるためには毎年申告が必要となります。平成21年3月16日（月）までに下記のとおり申告書を提出してください。

**所得税の確定申告をされない方**



**年末調整済み源泉徴収票を添付して課税課へ提出**

**所得税の確定申告をされる方**



**所得税の確定申告書とともに税務署へ提出**

※住宅借入金等特別税額控除申告書は市ホームページ内の下記URLからダウンロードできます（平成20年度、住宅借入金等特別税額控除の対象になった方につきましては、課税課より申告書を送付します）。〈URL [http://www.city.asaka.saitama.jp/guide/tax/tax/01\\_08.html#a](http://www.city.asaka.saitama.jp/guide/tax/tax/01_08.html#a)〉

問い合わせ／課税課 内線2233～2237 ☎048-463-2852・2853（直通）